

公益社団法人群馬県医師会役員報酬及び退職慰労金に関する規程

目 次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 報酬（第3条—第5条）
- 第3章 退職慰労金（第6条—第9条）
- 第4章 雑則（第10条—第12条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本規程は、定款第38条の規定に基づく群馬県医師会役員への報酬及び退職慰労金の支給基準に関し必要な事項を定め、その適切なる運用を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。

第2章 報 酬

（報酬の区分）

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 役員については、本給とする。

（本 給）

第4条 役員の本給は月額とし、別表1に定める額によって支給する。

（本給の支給定日）

第5条 役員の本給の支給定日は毎月末日（その日が休日にあたる場合は、休日でないその前日）とする。

第3章 退職慰労金

（支給の範囲）

第6条 本規程により退職慰労金の支給を受ける者は、役員とする。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

- (1) 任期を満了した者
- (2) 在任中死亡した者
- (3) 辞任届を提出し受理された者

2 前項第1号に該当する者でも、引き続き第2条に定める役員については、最終任期満了の時に一括して支給するものとする。

(退職慰労金支給額)

第8条 支給額は、別表2に定める定額に在任年数を乗じて計算する。ただし、在任年数の計算にあたって1年未満の端数を生じた場合には、これを月数按分して算入する。

(退職慰労金の支給日)

第9条 役員の退職慰労金の支給日は、役員が第7条第1項各号に該当した日から起算して20日以内とする。

第4章 雑 則

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第11条 本会は、本規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改 廃)

第12条 本規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 本規程は、公益社団法人群馬県医師会設立の登記の日（平成25年4月1日）より施行する。

(退職慰労金に関する経過措置)

2 第6条に定める役職に在る者については、第8条の在任年数計算にあたって、本規程施行前に第6条に定める役職に在った年数をも算入するものとする。

別表1 (報 酬)

役 職	月 額
会 長	385,000 円
副会長	262,500 円
理 事	210,000 円
監 事	50,000 円

別表2 (退職慰労金)

役 職	年 額
会 長	560,000 円
副会長	450,000 円
理 事	430,000 円
監 事	90,000 円